

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 24 日現在

機関番号：14401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2015

課題番号：24720388

研究課題名(和文)代理懐胎の人類学：英国における代理懐胎の実態と当事者の語りの研究

研究課題名(英文)Anthropological study of surrogacy: an expiatory research on the practice of surrogacy

研究代表者

島 蘭 洋介 (Shimazono, Yosuke)

大阪大学・グローバルコラボレーションセンター・講師

研究者番号：40621157

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、英国における代理懐胎における規制のあり方と実態の解明を目的とし、文献調査および現地調査を実施した。その結果、英国内では、商業的代理懐胎が行われているものの、アメリカ、インド、ウクライナ、ロシアなど、外国での商業的代理懐胎の利用が広がっていること、また、代理懐胎の広がりが、男性同性愛者の家族形成と強く結びついていることが明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study was to investigate the regulation and the practice of surrogacy in the United Kingdom. For this purpose, ethnographic research was conducted as well as review of literature. As a result, it became apparent that, despite the legal probation of the commercial surrogacy in the UK, the use of commercial surrogates in such countries as the United States, India, Ukraine and Russia has become increasingly common in the UK. It is also a finding of this study that this trend is closely tied to the increasingly popularity of the "alternative parenting."

研究分野：文化人類学

キーワード：医療人類学 代理出産 生殖補助医療 イギリス

## 1. 研究開始当初の背景

現在世界の多くの国々では、医療ツーリズムが実施されている。医療目的で海外渡航者の数は年間600万人程度とも推計されている。こうした医療ツーリズムの中でも、とくに生殖補助医療を目的とした渡航は、生殖ツーリズムと呼ばれている。

生殖ツーリズムが近年盛んになっている大きな要因はとして、以下の二つの点あげられる。まず、法的な規制が各国によって異なっており、そのために自国では受けられない不妊治療や生殖補助技術の利用を求めて渡航する人々が多くいる。次に、近年、多くの新興国で、生殖補助技術が普及し、先進国では高額な生殖補助医療サービスが、比較的安価に受けられるようになっていることである。

## 2. 研究の目的

本研究では、イギリスでの生殖補助医療と生殖ツーリズムの現状を、とくに代理懐胎に焦点をあてて、明らかにすることを目的とした。

本研究の当初の目的は、イギリス国内で行われた代理懐胎について、国内の代理母とその依頼者などの当事者に対するものであった。しかし、調査の過程で、イギリス国内で代理懐胎が行われる例は極めて少なく、また、調査協力者へのアクセスが困難であることが明らかとなった。

そこで、上記のように、イギリスにおける代理懐胎を中心とした生殖ツーリズムの現状を解明することに主眼をおいた。

## 3. 研究の方法

科学研究費助成事業(若手(B))の助成期間である平成24年度から平成27年度のあいだ、イギリスを主な調査地として、文献調査と合わせて、以下の調査を実施した。

まず、イギリスにおける代理懐胎にかかわる法とその運用について調べるために、Family Law Week (www.familylawweek)というイギリスの家族法に関する情報提供サイトを用いて、代理懐胎の関係する判例の調査等を行った。

それに加え、代理懐胎や生殖ツーリズム、代替的家族形成にかかわる新聞記事やテレビ番組等を収集し分析した。

さらに、代理懐胎や生殖ツーリズム、代替的家族形成にかかわる組織や団体が関与するイベント等に参加し、現場での聞き取りやメールでのコミュニケーションを介した情報収集を行った。

## 4. 研究成果

### (1)イギリスにおける代理懐胎と法

イギリスは1978年に世界ではじめて体外受精児が誕生した国であり、この技術が発展

しはじめた当初から、この技術によって生じる社会的・倫理的・法的問題に対する議論も盛んに行われてきた。哲学者メアリー・ワノックを委員長とした通称ワノック委員会によって出されたレポートは、その後のイギリスの生殖補助医療にかんする施策に大きな影響を与えるとともに、1985年の「代理出産契約法(Surrogacy Arrangements Act 1985)の土台ともなった

代理出産では、「代理母方式」(通常と呼ばれる)と、体外授精によって受精させた胚を代理母に移植する「借り腹方式」が区別されることがある。前者は、英語で traditional Surrogacy と呼ばれ、代理懐胎者が出生児の「遺伝的な母」でもあることから、full surrogacy とも呼ばれることもある。通常 gestational Surrogacy と呼ばれる後者の方式は、代理懐胎者が出生児の「遺伝的な母」ではないことから、partial surrogacy とも呼ばれる。

イギリスでは、いずれの代理懐胎の形式も法律では、禁止されていないが、営利目的に代理懐胎を行うこと、代理懐胎の斡旋や仲介によって利益を得ることは禁止されている。これは、イギリスにおける売春に介する施策と基本的に同じ形式であり、私人間の相互行為にできるだけ介入しないという自由主義の精神と、生殖にまつわる営みに「過度」の商業主義が浸透することは人間の尊厳の理念に反するとする見方の折衷であると理解される。ただし、合理的と認められる範囲で依頼者が代理懐胎者に補償を支払うことは認められており、これが潜在的には「法の抜け穴」となる可能性はある。

イギリスにおいて代理懐胎が禁止されていないといっても、子どもを出産した女性が母親であるという法的な原則を維持している。代理母と依頼者とのあいだの「契約」には法的な拘束力は認められて折らず、代理母は生まれた子どもの引き渡しを拒否することができる。依頼者の女性が、出生児の法的な母親とは認められてない。親子関係を法的に確立するには養子縁組の制度を利用しなければならない。代理懐胎による家族形成は煩雑な法的続きを踏まなければならない、また実際に出生児を養子にできるという確実な保証もない。

### (2)イギリスにおける代理懐胎の現状

上記のようなイギリスにおける代理懐胎に関する法的な規制は、イギリス国内での代理懐胎の実施を極めて困難なものにしている。イギリス国内でも、非営利的な代理懐胎を行う代理母と代理懐胎によって子を持つことを望むカップルを引き合わせるための活動を行っている非営利団体が少数存在するが、実際にこうした団体の仲介によって行われる代理懐胎の数は極めて限られている。

実際の数や割合についての統計の入手は困難であるが、イギリスで代理懐胎を望むカ

ップルの多くが、海外に渡航し、代理懐胎を行っていると思われる。海外で代理懐胎を望む、カップルには、以下のような手段がある。

第一に、インターネットを通じて海外の代理懐胎斡旋業者とコンタクトをとる場合がある。

第二に、海外に拠点を置く代理懐胎斡旋業者とつながりをもつ「コンサルタント」がイギリス国内でも活動しており、こうしたコンサルタントが海外での代理懐胎をアレンジしているケースがある。

以下に述べるように、これらのコンサルタントの多くは、自らが代理懐胎を通じて親となった経験をもつ人々であり、なかでもとくにゲイの人々が多い。こうした人々は、自らの経験を生かして、代理懐胎やその後の子育てについてのアドバイスをしたり、法律事務所や代理懐胎斡旋業者、そして海外との生殖補助医療施設と連携をとりながら、依頼者の渡航の手配をしたりしている。

### (3)代理懐胎と代替的家族形成

性的マイノリティの家族形成は、代替的家族形成 (alternative parenting、代替的家族形成) と呼ばれている。

イギリス国内では、代替的家族形成が近年メディアで取り上げられることが増えつつある。たとえば、あるテレビ放送局は、代理懐胎を通じて三人の子どもをもつにいたったゲイ・カップルの家族を長期間にわたって取材しており、家族の変化のようすを定期的に番組で放映している。

このように代替的家族形成がイギリスで市民権を得つつ有ることは、イギリス国内からの生殖ツーリズムの動向にも多く関わっている。

イギリス国内には、家族法を専門とした法律事務所があり、そのうちのいくつかは積極的に生殖補助医療に関わっている。こうした法律事務所の三つにスタッフに筆者が聞き取り調査を行ったところ、代理懐胎に関する相談のほとんどは、海外で生まれた代理懐胎を通じて生まれた子どもの国籍取得や親子関係に関するものであり、相談者の半数以上は、ゲイ・カップルによるものであるとの回答を得た。このことは、現在、英国において代理懐胎が徐々に子をもつ手段として浸透しつつあることを示唆している。

上記の点は、筆者が本研究においてイギリスで行った現地調査において明らかとなったことでもある。筆者は調査期間中に、二度にわたって、一年に一度行われている Alternative Parenting Show と呼ばれるイベントに出席した。このイベントは、イギリス国内でレズビアンやバイセクシュアル向けのライフスタイルマガジンを出版している Square Peg Media 社が主催し、London Women 's Clinic という不妊治療クリニックが共催していた。また、国内外の生殖補助医療施設、法律事務所、養子縁組斡旋団体など

が後援団体として名をつらねていた。

2015年9月15日ロンドンのあるホテルを会場として開かれたショーでは、精子提供、卵子提供、代理懐胎を用いた家族形成に関するさまざまなセミナーが開かれた。

あるセミナーでは、生殖補助医療施設が数人の精子提供者のビデオを紹介され、医師による精子提供を受けたのちの人工授精にかんする医学的説明や心理カウンセラーによるプレゼンテーションがなされた。

別のセミナーでは、米国ラスベガスにある生殖補助医療施設が、その施設で提供される代理懐胎斡旋サービスや、代理懐胎のプロセスの概要についての説明を行っていた。

こうしたセミナーの聴衆には、各トピックに関心をもつ不妊当事者や性的マイノリティのカップルが参加しており、セミナーによっては200名を超える人々が医師、弁護士、コンサルタントらの講演に耳を傾けていた。

講演会場の外には、60を超えるブースがあり、海外の生殖補助医療施設や養子縁組に関わる団体に加えて、複数の代理懐胎の斡旋業者もブースを出展していた。ブースには、業者が提供するサービスに関するパンフレットが置かれ、それを手にとる人や業者に実際に海外での代理懐胎について相談する人もいた。

また、このイベントでは、We are famil というオルタナティブ・ペアレンティングに特化した雑誌を発行している出版社も出展していた。2013年に創刊されたこの雑誌には、養子縁組、里親、精子提供、卵子提供、代理懐胎など、性的マイノリティの家族形成にまつわるさまざまな情報や子育てに関する記事が記載されていた。

こうした現地調査の結果、生殖補助医療とオルタナティブ・ペアレンティングにまつわるビジネスが英国内でも広がりを見せていること、英国内での生殖ツーリズムや海外での代理懐胎の利用の広がりは、こうした動向と深く関連していることが明らかとなった。

### (6) 生殖補助医療ビジネスと生殖的シチズンシップ

本研究で行った現地調査から得られた興味深い知見の一つは、こうした生殖補助医療や生殖ツーリズムにかかわるビジネスの担い手として、性的マイノリティ自身が重要な役割を担っていることである。

代理懐胎の仲介や斡旋サービスを提供するコンサルティング会社を運営する人々は、彼ら自身ゲイとして、代理懐胎を通じて親となったけいけんをもつ人々である。彼らは現在拡大しつつある生殖補助医療ビジネスに「起業家」として関わっているが、同時に、ゲイとして親になることの先駆者として、他のゲイ・カップルをサポートすることが彼らの活動の主な動機となっている。

こうした事情は、代理懐胎についてだけではなく、養子縁組や里親についても当てはま

る。性的マイノリティがこれらの制度を利用し親となることをサポートする団体には、生殖補助医療や養子縁組、里親を通じて親となったレズビアンの人々が関わっていることもしばしばである。

人間の生殖の営みの商業化は、生殖補助医療やそれ以外の手段で性的マイノリティが家族形成をする権利を獲得し、拡大させていくとする運動と極めて密接に関係している。すなわち、「生殖補助医療ビジネス」と性的マイノリティの「生殖的シチズンシップ」が分かち難く結びついているのである。

本研究で明らかになったこうした動向が、イギリスでどのように展開していくのかを見守り、代替的家族形成の実情を現地調査によって明らかにすることは今後の重要な研究の課題であると言える。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 2 件)

(1) 島蘭洋介「生殖補助医療ビジネスと生殖的シチズンシップ：英国の代理懐胎をめぐる動向から」Global Collaboration Online Discussion Paper, Series No.3, 2017, pp1-17.

(2) 島蘭洋介「繋がる、裂かれる、傷む：インドにおける代理懐胎のエスノグラフィー」『「いたみ」「かなしみ」「他者」の現場—フィールドワークを問う—』, 大阪大学グローバルコラボレーションセンター, 33-50 頁、2015 年。(査読無)

[学会発表](計 1 件)

(1) Shimazono, Yosuke, *Embodying Dis/connection: An Anthropological Inquiry on Commercial Surrogacy*, International Union of Anthropological and Ethnological Societies, 2015, July, Bangkok.

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

島蘭洋介 (Shimazono, Yosuke)  
大阪大学グローバルイニシアティブ・センター・講師  
研究者番号：40621157

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：